兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第16号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

病院局管理規程	^° →ジ
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院局決裁規程の一部を改正する管理規程	3
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	3
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	7

病院局管理規程

病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 平成21年3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第2号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。 第4条の表経営課の項中「医事指導係 経営係 契約係」を「業務係 経営係」に改める。 第11条の表を次のように改める。

県立病院	部等		診療科名等
		内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 感染症内 科
県立尼崎病院	診療部	外科	外科 呼吸器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形 外科 形成外科
		上記以外の 診療科名等	精神科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科
		内科	内科 消化器内科 心療内科
	크스 나는 소리	外科	外科 乳膜外科 小児外科 整形外科
県立塚口病院 診療部		上記以外の 診療科名等	アレルギー科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳 鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断 科
		内科	内科 消化器内科 循環器内科 腎臟内科 血液内科
県立西宮病院	診療部	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳膜外科 整形外科
		上記以外の 診療科名等	小児科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 腎移植センター
県立加古川病 院	診療部	内科 消化器 産婦人科 間	器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 限科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科

		内科	内科 循環器内科 神経内科			
	診療部	外科	外科 脳神経外科 整形外科			
県立淡路病院		上記以外の 診療科名等	精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 科 歯科口腔外科			
	診療部	内科 精神科	· 児童思春期精神科 歯科			
県立光風病院	精神科教急医療センター	精神科				
		内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科			
県立柏原病院	診療部	外科	外科 脳神経外科 整形外科			
	10 34,111	上記以外の 診療科名等	小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リッビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科			
		内科	循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液・腫瘍内科 代謝・F 分泌内科			
	診療部	外科	心臟血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科			
		上記以外の 診療科名等	精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 麻酔科 病理診断科 小児歯科			
県立こども病	150 22 11 10	内科	周産期内科 新生児内科			
院	周産期 医療セ	外科	小児外科			
	ンター	上記以外の 診療科名等	産科			
	小児救	外科	脳神経外科 小児外科			
	急医療 センタ ー	上記以外の 診療科名等	救急科			
		内科	呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 血液内科 緩和ケア内和 腫瘍内科			
県立がんセン	診療部	外科	頭頸部外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科整形外科 形成外科			
ター		上記以外の 診療科名等	精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科			
	放射線部	放射線医療室				
	診療部	内科	内科 循環器内科 神経内科			
県立姫路循環		外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科			
器病センター		上記以外の 診療科名等	精神科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診 科 救急科 高齢者脳機能治療室			

県立粒子線医 療センター 医療部 放射線科

第11条の2中「救急医療センター」の右に「及び救急科」を加える。 第31条第1項の表副局長の項の次に次のように加える。

次長 本庁 上司の命を受け、担当事務を掌理する。

第34条の表県立がんセンター総長の項の次に次のように加える。

県立柏原病院 県立柏原病院 上司の命を受け、担当事務を掌理する。 医療監

附則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

^^^^

病院局決裁規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第3号

病院局決裁規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院局決裁規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「副局長」の右に「、次長」を加える。

第7条第5号から第8号まで、第11号及び第12号中「副局長」の右に「、次長」を加える。

第16条第2項中「副局長」の右に「、次長」を加え、同条第3項中「あるときは、」の右に「次長又は」を加える。

^^^^^^

附則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第4号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正 する。

第9条第3項中「職員には」を「職員に支給する地域手当の額は」に、「月額の地域手当を支給する」を「額とする」に改め、同条第4項中「には、前項の規定により地域手当を支給される期間」を「に支給する地域手当の額は、前項の規定の適用がある場合」に、「月額の地域手当を支給する」を「額とする」に、「対する地域手当の支給」を「対して支給する地域手当の額」に改める。

第9条に次の1項を加える。

6 国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員又は給与規則で定める法人その他の団体に使用される者であった者が、引き続き職員となり、県の地域又は事務所、病院等に在勤することとなった場合であって、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して必要があると認められる場合における当該職員に支給する地域手当の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料表の適用を受ける職員となった日(以下この項において「適用日」という。)から2年を経過するまでの間(第2号に

定める割合が適用日後の支給割合以下となるときは、当該適用日から1年を経過するまでの間)、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 適用日から同日以後1年を経過する日までの期間 適用日前の支給割合
- (2) 適用日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 適用日前の支給割合 に100分の80を乗じて得た割合

第11条第1項第1号中「268,500円」を「365,500円」に改める。

第23条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第36条第1項及び第2項並びに第39条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第50条第2項に次の1号を加える。

(7) 職員(臨時的任用であって別に定めるものに限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その 勤務しないことがやむを得ない場合で、1暦年について15日を超えない範囲内で特に管理者が承認する 期間

附則第17項中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)第8条の10第1項及び第8条の11第1項」を「職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第2号)第3条第1項及び第4条第1項」に、同第21項中「当分の間」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間」に改める。

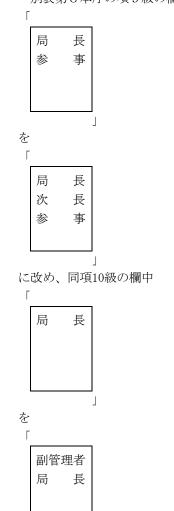
別表第59級の項中第2号を第3号に、第1号を第2号とし、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 本庁の次長の職務

別表第510級の項中第2号を第3号に、第1号を第2号とし、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 副管理者の職務

別表第8本庁の項9級の欄中



に改める。

別表第9県立柏原病院の項中

院長	院長
副院長	副院長
参事	参事
診療部長	診療部長
検査・放射線部長	検査・放射線部長
地域医療連携部長	地域医療連携部長
部長	部長

科部長

科部長

医長

を

院長	院長
医療監	医療監
副院長	副院長
参事	参事
診療部長	診療部長
検査・放射線部長	検査・放射線部長
地域医療連携部長	地域医療連携部長
部長	部長
科部長	科部長
医長	

に改める。

別表第15を次のように改める。

別表第15 (第11条関係)

職員の区分期間の区分	第11条第1項 第1号アの職 員	第11条第1項 第1号イの職 員	第11条第1項 第1号ウの職 員	第11条第1項 第1号エの職 員	第11条第2項 の職員
(1) 採用の日から1年間	円 365, 500	円 306, 000	円 249, 100	円 183, 100	円 50,000
(2) (1)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	50,000
(3) (2)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	50, 000
(4) (3)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	50, 000
(5) (4)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	50, 000
(6) (5)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	50, 000
日マン立日がも1十周					

1	1	ı	ı	,	
(7) (6)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	48, 20
(8) (7)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	46, 4
(9) (8)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	44, 6
(II) 例の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	42, 8
(II) (II)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	41, 0
(12) (11)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	39, 2
(13) (12)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	37, 4
(A) (B)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	35, 6
(版) (Mの期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	34, 2
(lb) (lb)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	32, 8
(I7) (I6)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	31, 4
(B) (IT)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	30, 0
(19) (18)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	28, 6
(20) (19)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	27, 2
②) ②)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	25, 8
(2) (21)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	25, 2
② ②の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	24, 6
② の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	23, 7
(3) (4)の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	23, 1

② ⑤ の期間が満了する 日の翌日から1年間	365, 500	306, 000	249, 100	183, 100	22, 500
② 図の期間が満了する 日の翌日から1年間	308, 500	257, 400	201, 900	144, 900	21, 900
② 図の期間が満了する 日の翌日から1年間	300, 500	250, 800	196, 700	141, 700	21, 300
② 図の期間が満了する 日の翌日から1年間	286, 600	240, 200	188, 500	136, 800	20, 600
③ ②の期間が満了する 日の翌日から1年間	266, 800	225, 700	177, 600	129, 900	20, 300
(31) (30)の期間が満了する 日の翌日から1年間	246, 900	211, 100	166, 900	122, 900	19, 900
(31) の期間が満了する 日の翌日から1年間	219, 800	189, 400	151, 200	113, 500	19, 300
(3) (2)の期間が満了する 日の翌日から1年間	192, 700	167, 500	135, 600	104, 200	18, 500
(3) の期間が満了する 日の翌日から1年間	162, 800	144, 200	118, 700	94, 400	17, 600
(35) (34)の期間が満了する 日の翌日から1年間	123, 300	113, 300	97, 400	81, 800	16, 900

別表第16本庁の款中「副局長」の右に「、次長」を加え、同表地方機関の款中「周産期医療センター長」 の右に「及び小児救急医療センター長」を加える。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成20年兵庫県病院局管理規程第4号) の一部を次のように改正する。

附則の次に次の1項を加える。

13 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第9条第3項の規定の適用 については、同条中「100分の15」とあるのは、「100分の14」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - (初任給調整手当に関する経過措置)
- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の病院事業職員の給与に関する規程(以下「改正後の給与規程」という。)第11条第1項第1号に掲げる職員に対して支給する初任給調整手当については、第1条の規定による改正前の病院事業職員の給与に関する規程の規定により算定した額(以下「旧給与規程算定額」という。)が改正後の給与規程の規定により算定した額よりも多いときは、旧給与規程算定額を初任給調整手当の額とする。

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 平成21年3月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第5号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条第1項中「半日勤務時間(第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する時間をいう。以下同じ。)」を「4時間」に、「当該半日勤務時間」を「当該4時間の勤務時間」に改め、同条第2項及び第3項中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第17条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

⑷ 育児休暇

第18条第5項に次のただし書を加える。

ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、 当該残日数のすべてを使用することができる。

第18条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 職員が子育てのために前項に規定する年次休暇を請求した場合においては、管理者は、当該職員の仕事と 子育ての両立に配慮して、これを与えなければならない。

第20条第1項中「相当である場合」の右に「又は職員が子育てのために勤務しないことが相当であると認められる場合」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(育児休暇)

- 第20条の2 育児休暇は、職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)第3条第5号又は第6号に該当して育児休業をすることができない職員が、当該職員の3歳に満たない子の養育をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 育児休暇の期間は、1回につき1月の期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 育児休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、病院事業職員の給与に関する規程(平成14年 兵庫県病院局管理規程第12号)第50条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。
- 4 育児休暇の単位は、1日とする。

第21条第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

第22条第2項を次のように改める。

2 第20条の2第3項の規定は、組合休暇について準用する。

第23条の見出し中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加え、同条第1項中「同じ。)」の右に「、育児休暇」を加え、同条第2項中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を、「に掲げる場合」の右に「、第20条の2に定める場合」を加え、「規程第22条」を「第22条」に改める。

第24条(見出しを含む。)及び第26条第2項中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加える。

附則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。